



## 主な背景

年月日	政策項目	政策内容
H22.5.17	国土交通省成長戦略	大規模な木造建築物は、部材レベルでの工夫等を行うことで建設可能ではあるが、高コストである等の課題が存在する。このため、大規模な木造建築物の建設促進に向けた調査研究が必要である。
H22.5.26	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律	国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方について、木材の耐火性等に関する研究の成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
H22.6.18	規制・制度改革に係る対処方針	耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行う。

## 全体計画

### 大規模木造建築物の火災実験に係る検討

- 平成22年度 ○木造学校の建築計画や可燃物量等の実態調査を実施  
○実大火災実験に係る木造3階建て学校の仕様及び実験条件等について検討を実施

### 平成22年度建築基準整備促進事業

事業主体：早稲田大学、秋田県立大学、三井ホーム、住友林業、現代計画研究所  
共同研究機関：建築研究所

### 実大火災実験等による大規模木造建築物の火災時の安全性の検証等の実施

- 平成23年度 ○基準化に向けた基礎的な知見を得るため、実大火災実験（予備実験）等を実施。  
平成24～25年度 ○基準化を想定した仕様の火災安全性を検証するため、実大火災実験等を実施。  
○実験結果を踏まえた避難安全に係るシミュレーション等を実施。

### 木造建築基準の高度化推進事業

事業主体：早稲田大学、秋田県立大学、三井ホーム、住友林業、現代計画研究所  
共同研究機関：建築研究所

国土技術政策総合研究所

## 大規模木造建築物の防火基準の見直し検討

## ○「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（H22.5.26 公布 H22.10.1施行）」について

### 《趣旨》

木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。

### 《条文等》

#### ○法律（抜粋）

（国の責務）第3条

第5項 国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方について、木材の耐火性等に関する研究の成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

#### ○（衆）附帯決議（抜粋）

五 建築基準法等の規制についての本委員会及び連合審査会の審査における具体的な問題点の指摘等を踏まえ、速やかに、修正後の本法第3条第5項の検討を行い、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。

#### ○（参）附帯決議（抜粋）

五 建築基準法等の規制についての本委員会の審査における具体的な問題点の指摘等を踏まえ、速やかに、本法第3条第5項の検討を行い、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。

## ○「規制・制度改革に係る対処方針（H22.6.18閣議決定）」について

### 《⑫国産木材の利用促進（大規模木造建築物に関する構造規制の見直し）》

耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行う。

## ○「国土交通省成長戦略（H22.5.17 国土交通省成長戦略会議決定）」について

### 《住宅・都市分野 規制改革検討リスト（成長戦略上の課題リスト）》

#### ・大規模な木造建築物の建設促進

大規模な木造建築物は、部材レベルでの工夫等を行うことで建設可能ではあるが、高コストである等の課題が存在する。このため、大規模な木造建築物の建設促進に向けた調査研究が必要である。

# 建築基準法の防火規制の概要

## ①用途による規制

用途	耐火建築物		準耐火建築物
	当該用途に供する階	当該用途の床面積合計	当該用途の床面積の合計
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	3階以上の階	客席床面積200㎡以上	
病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等			2階の病室部分等の床面積合計 300㎡以上
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、スポーツの練習場等		2,000㎡以上	
百貨店、マーケット、展示場、カフェー、飲食店、物品販売業を営む店舗等		3,000㎡以上	2階部分の床面積合計 500㎡以上
自動車倉庫、自動車修理工場、映画スタジオ等			150㎡以上
倉庫		200㎡以上 (3階以上の部分に限る)	1,500㎡以上

※ 防火地域以外の区域内の、3階建ての下宿、共同住宅又は寄宿舎は、一定の基準を満たす1時間準耐火建築物とすることができる。

## ②規模による規制

高さ・軒高	階数	延べ面積	
		3000㎡以下	3000㎡超
高さ13m超 または 軒高9m超	4階以上	耐火構造	
	3階建て	1時間準耐火構造	耐火構造
	2階建て	①1時間準耐火構造 または ②30分の加熱に耐える措置等	
	1階建て		
高さ13m以下 かつ 軒高9m以下		その他	

## ③地域による規制

階数	防火地域内の制限		準防火地域内の制限		
	延べ面積 100㎡以下	延べ面積 100㎡超	延べ面積 500㎡以下	延べ面積 500㎡超 1500㎡以下	延べ面積 1500㎡超
4階以上	耐火建築物		耐火建築物		
3階建て	耐火建築物		一定の 防火措置等		
2階建て	準耐火建築物		その他	準耐火建築物	
1階建て	準耐火建築物		その他	準耐火建築物	

※防火・準防火地域以外で、特定行政庁が指定する区域では、屋根・外壁の防火規制あり